

平成24年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成24年6月7日 午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井潤治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	和田精之	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	植本亮	総務政策課 企画員	森岡真輝
総務政策課 企画員	水口和洋	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	原宗男
住民生活課 企画員	坂本巖	税務課長	笠松眞年
税務課企画員	平田敏隆	税務課企画員	橋本秀行

産業建設課長	植本敏雄	産業建設課員 企画員	菅谷雄二
産業建設課員 企画員	三栖啓功	上下水道課長	福田睦巳
上下水道課員 企画員	川口孝志	上下水道課員 企画員	谷本芳朋
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 16号 平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第1号)
- 日程第 5 報告第 17号 平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算(第1号)
- 日程第 6 報告第 18号 平成24年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第 39号 上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 40号 上富田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 41号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 42号 上富田町放送施設使用条例を廃止する条例
- 日程第 11 議案第 43号 上富田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 44号 紀南地方児童福祉施設組合規約の変更に関する協議に
ついて
- 日程第 13 議案第 45号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する
協議について
- 日程第 14 議案第 46号 平成24年度上富田町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 15 議案第 47号 平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算(第1号)
- 日程第 16 議案第 48号 平成24年度上富田町特別会計診療所事業予算

- 日程第 1 7 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度
繰越第 1 号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場
耐震改修建築工事）
- 日程第 1 8 議案第 5 0 号 土地取得について

開 会 午前9時30分

議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成24年第2回定例会を開会するにあたりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、上富田町議会では、昨年より厳しい電力需給に対応し、6月から9月定例会までのクールビズとしてノーネクタイであることを決定いたしております。それに伴いまして、本議会はノーネクタイとさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは議長判断によりまして上着を取っていただくことになっております。本日は上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によりまして、議長において5番、畑山 豊君、6番、奥田 誠君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成24年3月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しております。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と、本定例会までに提出されています非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いにつきましては、お手元に配付しておりますのでお目通しください。

3月定例会において、全会一致で可決されました「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書については、国の関係機関等に3月16日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、6月7日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

本定例会に提出されました請願は、議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付させていただいております請願文書表のとおり、会議規則第92条の規定により、産業民生常任委員会へ付託されることになりましたので、ご報告申し上げます。

なお、この件につきましては、閉会中の継続審査といたします。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成24年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

す。また、平素は、町政発展のため格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

本年も梅の収穫最盛期に入りましたが、JA紀南の梅産地情報によりますと、すべての品種で結実率が低く、古城、南高の着果は前年、平年より非常に少ない状況で、価格面におきましても昨年並みと伺っておりますが、後継者を育成する上で、安定した収入の確保ができることを願っております。

また、平成24年春の叙勲で、朝来の小嶋康方氏が上富田町商工会会長としてご尽力なされた功績により、「旭日単光章」を受章されました。町主催の祝賀会を予定していましたが、ご本人より辞退したい旨の申し入れがありましたので、今回、皆様方にはご報告のみとさせていただきます。

さて、和歌山県における巨大地震に関して、内閣府が、去る3月31日付で南海トラフの巨大地震モデル検討会の検討結果を公表しました。

今回、地震、津波の被害想定では、県下20市町で震度7、沿岸部での最大津波高は7.7メートルから18.3メートルに達するものとしています。特に、津波高につきましては、発生確率は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定しています。県では、この津波による浸水予想図を平成24年度中に作成し、避難場所等の見直しを進める計画でございます。

当町での被害想定は震度6強で、津波による浸水地区につきましては、今後、県において検証された結果を踏まえ、さらなる減災対策に取り組んでまいります。

また、避難勧告等の具体的な発令基準につきましても、内閣府が策定した避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づき県がモデル基準を作成し、市町村は既存の発令基準を見直すこととなります。

次に、平成23年度の一般会計の決算状況についてご報告をさせていただきます。

長引く景気低迷や三位一体の改革等の影響もある中、大型事業であります生馬橋住宅建築工事や上富田中学校整備事業等に取り組んできたところであります。財源としましては、財政調整基金からの繰り入れをすることなく、減債基金からの取り崩し額につきましても当初予定額より減額し、3,300万円に抑えることができました。町債の年度末現在高につきましては60億7,359万6,000円で、前年度より4,506万6,000円の増額となっております。

なお、一部繰り越す事業がありますが、実質収支額で9,837万8,000円の黒字決算となります。

また、平成23年度の国民健康保険事業会計では、かねてより赤字体制が継続的に続くものと予想していることを報告してまいりましたが、歳入の確保、歳出の抑制に努め

た結果、赤字見込みを解消し、基金に5,000万円を積み立て、決算額では5,512万9,000円の黒字決算とすることができました。

これにつきましては、医療費が見込み額より少額となったこと、国民健康保険税の税率改定による収入の確保、療養給付費等の負担金が予算額より多く交付されたこと等が主な理由であります。

大変厳しい財政状況の中、議員各位のご理解とご協力のもと、税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著にあらわれたものと評価しているところでございます。

さて、本定例議会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告事項としまして、平成24年度特別会計補正予算3件、条例の一部改正4件及び廃止1件、組合規約、広域連合規約の変更に関する協議が2件、平成24年度一般会計、特別会計補正予算が2件、平成24年度特別会計当初予算が1件、工事請負契約の締結が1件、土地取得が1件の計15件であります。

なお、追加議案としまして、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についてを本定例会中に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜われますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第16号から報告第18号につきましては、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業、宅地取得資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業についての補正予算(第1号)でございます。

それぞれの会計で、平成23年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前年度繰り上げ充用金をもって充当補てんしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第39号につきましては、上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

この改正案につきましては、平成24年第1回(5月)議会臨時会で承認していただきました上富田町診療所条例の制定に伴い、住民生活課の事務分掌に「診療所に関すること」を加えるものであります。

議案第40号につきましては、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例(案)でございます。

この改正案につきましては、議案第39号と同じく、上富田町診療所条例の制定に伴いまして、「上富田町特別会計診療所事業」を設けるものであります。

議案第41号につきましては、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)

でございます。

この改正案につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日付で施行されることに伴いまして、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となりますので、本条例第2条第13号の規定を削ります。

また、監査委員による定例監査での指摘事項に基づきまして、過年度にわたり手数料の徴収実績を伴わない手数料の種類及び金額についても、一部改正するものであります。

議案第42号につきましては、上富田町放送施設使用条例を廃止する条例（案）でございます。

この条例につきましては、監査委員による定例監査の指摘事項である「防災行政無線の適正な運営方法と条例の適合化を図ること。」を踏まえ、昭和35年の条例制定時の一般通信運用を前提とした有線放送施設に関する本条例を廃止するものであります。

議案第43号につきましては、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この改正案につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日付で施行されることに伴いまして、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となりますので、印鑑登録について定めるものでございます。

議案第44号につきましては、紀南地方児童福祉施設組合理約の変更に関する協議についてでございます。

この組合理約の変更に関する協議につきましては、当組合で運営している和歌山県立白浜なぎさホームの新築移転に伴いまして、組合の事務所の位置の変更を行うとともに、監査委員の任期等に関して組合理約の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございます。

この広域連合規約の変更に関する協議につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日付で施行され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象になることに伴いまして、当広域連合規約の変更を行うもので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第46号につきましては、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に8,583万円を追加し、予算総額を58億9,283万円と定めています。

補正予算の主な内容は、特別会計診療所事業への繰出金1,000万円、特別会計農

業集落排水事業への繰出金 9,610万円、農業生産基盤保全管理等推進費として912万円、また、富田川環境調査委託料としまして1,500万円、上岩田地区の法面復旧工事請負費3,000万円等を措置しております。

議案第47号につきましては、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)でございます。

今回、既定額に1,020万円を追加し、予算総額を1億8,727万2,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、市ノ瀬北岸地区の排水管路布設工事請負費と生馬地区の排水管路の修繕料を措置しております。

議案第48号につきましては、平成24年度上富田町特別会計診療所事業予算でございます。

歳入歳出総額を6,888万3,000円と定めています。

本町における医療の普及及び町民の健康の増進を図るため、医療法第31条に規定する診療所を設置し、運営するための事業費を計上しております。

議案第49号につきましては、工事請負契約の締結について(平成23年度繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事)の工事請負費の締結についてでございます。

今回、5社の指名競争入札によりまして、株式会社後工務店と5,839万5,750円で契約の締結をするもので、工事内容につきましては、屋内運動場780平米の鉄骨水平ブレースによる補強工事と耐震スリット工事を実施するとともに、アリーナ、ステージ、玄関、トイレ、更衣室等の改修工事を同時に実施するものでございます。

議案第50号につきましては、土地取得についてでございます。

今回、新たに企業団地を造成するにあたりまして、生馬字両新田地内で、地権者12名から土地6,751平方メートルを取得するものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が本定例会に上程いたします諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長、企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜われますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長(大石哲雄)

暫時休憩します。

休憩 午前9時47分

再開 午前 9 時 4 8 分

議長（大石哲雄）

再開します。

小出町長。

町長（小出隆道）

今、説明した中で単位が間違っていたようでございますので、修正をお願いします。
よろしくをお願いします。

日程第 4 報告第 1 6 号～日程第 1 8 議案第 5 0 号

議長（大石哲雄）

この際、日程第 4 報告第 1 6 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）についての件から日程第 1 8 議案第 5 0 号、土地取得についての件まで 1 5 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

おはようございます。

私からは、報告第 1 6 号についてご説明申し上げます。

報告第 1 6 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第 1 4 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第 1 4 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）。

平成 2 4 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 5 , 8 3 3 万 9 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8 , 7 0 3 万 9 , 0 0 0 円と

する。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に4億5,000万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を5億円とする。

平成24年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入です。

諸収入、既定額に4億5,833万9,000円を追加してございます。

歳入合計、既定額に4億5,833万9,000円を追加し、6億8,703万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

公債費、既定額に500万円を追加し、650万円、前年度繰上充用金、既定額に4億5,333万9,000円を追加し、4億5,333万9,000円。

歳出合計といたしまして、既定額に4億5,833万9,000円を追加し、6億8,703万9,000円と定めてございます。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しのほどお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入でございます。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額に4億5,833万9,000円を追加し、5億6,503万8,000円。

計といたしまして、既定額に4億5,833万9,000円を追加し、6億8,703万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

公債費、利子、既定額に500万円を追加し、650万円。これにつきましては、一時借入金利子となっております。

前年度繰上充用金、既定額に4億5,333万9,000円を追加し、4億5,333万9,000円と定めてございます。なお、参考といたしまして、23年度におきましては4億7,758万7,000円となっております。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

おはようございます。

私からは、報告第17号、第18号につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第15号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次の1ページをお願いいたします。

専決第15号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成24年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,020万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。

平成24年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、諸収入、既定額に588万5,000円を追加し、865万3,000円と定めております。

歳入合計といたしましては、既定額に588万5,000円を追加し、1,020万3,000円と定めております。

歳出。

1 款、公債費、既定額に 5 万円を追加し、4 3 6 万 8 , 0 0 0 円と定めております。

2 款、前年度繰上充用金、今回新たに 5 8 3 万 5 , 0 0 0 円を計上いたしております。

歳出合計といたしましては、既定額に 5 8 8 万 5 , 0 0 0 円を追加し、1 , 0 2 0 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

次の 3 ページ目の事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

4 ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款、諸収入、1 目、宅地取得資金貸付金元利収入、既定額に 5 8 8 万 5 , 0 0 0 円を追加し、8 6 5 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

3、歳出。

1 款、公債費、2 目、利子、既定額に 5 万円を追加し、4 9 万 4 , 0 0 0 円と定めております。

合計といたしましては、既定額に 5 万円を追加し、4 3 6 万 8 , 0 0 0 円と定めております。

2 款、前年度繰上充用金でございますが、今回、新たに 5 8 3 万 5 , 0 0 0 円を追加計上いたしております。

続きまして、報告第 1 8 号についてご説明申し上げます。

報告第 1 8 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 1 6 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次の 1 ページをお願いいたします。

専決第 1 6 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）でございます。

平成 2 4 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 , 2 9 3 万 9 , 0 0 0 円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,334万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

平成24年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入。

1款、諸収入、既定額に4,293万9,000円を追加し、5,489万2,000円と定めております。

歳入合計といたしましては、既定額に4,293万9,000円を追加し、6,334万2,000円と定めております。

歳出でございます。

1款、公債費、既定額に50万円を追加し、2,090万3,000円と定めております。

2款、前年度繰上充用金、今回、新たに4,243万9,000円を計上いたしております。

歳出合計といたしましては、既定額に4,293万9,000円を追加し、6,334万2,000円と定めております。

次の3ページ目の事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しの方をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入。

1款、諸収入、1目、住宅新築資金貸付金元利収入、既定額に4,293万9,000円を追加し、5,489万2,000円と定めております。

3、歳出。

1款、公債費、2目、利子、既定額に50万円を追加し、252万6,000円と定めております。

合計としましては、既定額に50万円を追加し、2,090万3,000円と定めております。

2款、前年度繰上充用金でございます。今回、新たに4,243万9,000円を計

上いたしております。

以上でございます。何とぞご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

総務政策課長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、私から議案第39号から議案第42号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第39号ですけれども、上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町課設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町課設置に関する条例の一部改正。

上富田町課設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、住民生活課第12号を第13号に繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

第12号 診療所に関することとしています。

今回の改正につきましては、上富田町の診療所条例の制定に伴いまして、関係条例であります本条例の一部改正するものでありまして、住民生活課の事務分掌に診療所に関するものを加えるものであります。

なお、附則で、この条例は平成24年7月1日から施行すると規定しています。

よろしくをお願いします。

続きまして、議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例。

上富田町特別会計条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町特別会計条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町特別会計条例の一部改正。

上富田町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条で、第7号の次に次の1号を加えます。

第8号として、上富田町特別会計診療所事業としています。

今回の改正につきましても、上富田町の診療所条例の制定に伴いまして、関係条例で

あります本条例の一部改正するものであります。

なお、附則で、この条例につきましても、平成24年7月1日から施行するとしております。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

上富田町手数料徴収条例の一部改正。

上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日付で施行されたことに伴いまして、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となりますので、本条例第2条第13号の外国人登録に関する規定を削るものであります。また、監査委員によります定期監査での指摘事項に基づきまして、過年度にわたり手数料の徴収実績を伴わない手数料の種類及び金額について一部改正を行うものであります。

なお、改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

第2条の第11号です。印鑑登録交付手数料1件100円を200円に改めます。

それから、第13号の「外国人登録原簿の写し又は外国人登録原票に登録した事項に関する証明書の交付手数料」を削ります。

第14号を第13号とし、15号から25号までは1号ずつ繰り上げます。

次に、26号を削ります。

27号の、「土地、建物その他物件に関する証明手数料」を25号とします。

28号から31号までは削ります。

32号の、「営業、職業に関する証明手数料」を26号とし、33号から36号まで削ります。

次のページをお願いします。

37号中、「第27号ただし書」を「第25号ただし書」としまして、この号を27号とします。

また、38号を28号とし、39号から47号までを29号から37号まで、それぞれ10号ずつ繰り上げるものであります。

なお、この条例の附則で、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行日に合わせま

して、この条例につきましても平成24年7月9日から施行すると規定しております。
よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号、上富田町放送施設使用条例を廃止する条例。

上富田町放送施設使用条例を廃止する。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町放送施設使用条例を廃止する条例（案）。

上富田町放送施設使用条例は、廃止する。

今回の廃止条例につきましては、監査委員による定例監査での指摘事項であります防災行政無線の適正な運営方法と条例の適合化を図ることを踏まえ、昭和35年の条例制定時の一般通信運用を前提としました有線放送施設に関する上富田町放送施設使用条例を廃止するものであります。

附則で、この条例につきましても平成24年7月1日から施行するとしております。

以上、ご承認賜わりますよう何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

おはようございます。

私の方からは議案第43号についてご説明申し上げます。

議案第43号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例。

上富田町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町印鑑条例の一部を改正する条例（案）。

この条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正が平成24年7月9日に施行されるにあたり、印鑑条例の一部を改正するものでございます。

上富田町印鑑条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をお願いします。

第2条では、1人に1個の印鑑登録を受けることのできる者として、住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき記録されている者と定めていますが、住民基本台帳法の改正により外国人住民も住民基本台帳法の適用対象者となることから、2号を削除し、住民

基本台帳法に基づき、住民基本台帳に記載されている者は、1人に1個の印鑑登録を受けることができるに改め、また、第4条の1号では、登録の申請において「住民票又は外国人登録原票に記載されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部」を「住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないもの」に改めます。

4号では、条文中「又は通称」を追加し、「職業、屋号その他氏名又は通称以外の事項を含むもの。」に改めるものでございます。この条項の改正は、住民基本台帳法の改正とともに、外国人登録法が廃止され、外国人の場合、記載事項などにおいて自国籍の本名と日本国においての通称名、これは規則で定める氏名以外の呼称が使用されることから、通称という事項が改正されるものでございます。

次のページをお願いします。

10条の4号では、外国人登録原票の廃止のため削除し、5号を4号とし、また6号を5号とし、条文中「氏名、氏又は名の変更があったとき。」に改め、附則として、この条例は平成24年7月9日から施行すると定めてございます。

以上でございます。ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。

住民生活課企画員（坂本 巖）

おはようございます。

私の方からは、議案第44号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第44号、紀南地方児童福祉施設組合理約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、紀南地方児童福祉施設組合理約を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

紀南地方児童福祉施設組合理約の一部を改正する規約（案）

この規約の一部改正につきましては、母子生活支援施設、県立白浜なぎさホームの新築移転によりまして、組合事務所の位置及び監査委員の任期等などを変更するものでございます。

内容につきましては、紀南地方児童福祉施設組合理約の一部を次のように改正する。

第4条中「2330番地」を「3148番地の38」に改める。

第7条中「但し」を「ただし」に改める。

第11条第3項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

附則、この規則は平成24年8月1日から施行する。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

おはようございます。

私の方からは、議案第45号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第45号、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更したいので、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約（案）

この規約の一部改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、組合規約を改正するものでございます。

改正内容につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

別表備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附則としまして、施行期日。

1項、この規約は、平成24年7月9日から施行する。

経過措置。

2項、この規約による改正後の和歌山県後期高齢者医療広域連合規約別表の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金から適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例によることとさせていただきます。

なお、次のページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

議長（大石哲雄）

再開します。

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。

議案第46号をご説明いたします。

議案第46号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

平成24年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,583万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,283万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、12款、分担金及び負担金で、既定額に、今回、204万7,000円を追加し、7,328万7,000円と定めています。

14款、国庫支出金で、既定額に500万5,000円を追加、18款、繰入金で、既定額に6,927万8,000円を追加、20款、諸収入で、既定額に950万円を追加。

歳入合計では、既定額に、今回、8,583万円を追加し、58億9,283万円と定めております。

次に、歳出では、2款、総務費で、既定額に、今回、100万円を追加し、6億6,130万8,000円と定めています。

4款、衛生費で、既定額に1,000万円を追加し、5億3,424万7,000円、

5 款、農林水産業費で、既定額に 1,873 万円を追加、7 款、土木費で、既定額に 1,700 万円を追加、9 款、教育費で、既定額に 910 万円を追加、10 款、災害復旧費で、既定額に 3,000 万円を追加し、歳出合計では、既定額に 8,583 万円を追加し、58 億 9,283 万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算の事項別明細書総括につきましては、このページから 6 ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳について歳出からご説明させていただきますので、8 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2 款、総務費では、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業で 100 万円の追加で、財団法人自治総合センターからの助成金の交付決定に伴いまして、昨年に引き続き、東日本大震災で被災した子供たちを招待する主体となる青少年育成町民会議に補助金として 100 万円を措置しております。

4 款、衛生費では、保健衛生総務費で 1,000 万円の追加で、新たに設置します特別会計診療所事業へ繰出金としまして 1,000 万円を措置しております。

5 款、農林水産業費では、農業総務費で 961 万円の追加で、特別会計農業集落排水事業繰出金 961 万円を措置しております。

農業生産基盤保全管理等推進費で 912 万円の追加で、金屋揚水ポンプの改修、沖之芝排水路の改修、岡小林農道の改修工事請負費 910 万円を措置しております。

7 款、土木費では、道路橋梁維持費で 200 万円の追加で、小中学校の通学道路に係る町道の維持補修工事 200 万円を措置しております。

河川総務費で 1,500 万円の追加で、天然記念物オオウナギ生息地環境影響調査を町内 3カ所で行う富田川環境調査業務委託料 1,500 万円を措置しております。

9 款、教育費では、社会教育総務費で 250 万円の追加で、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業が認められましたので、和太鼓の購入費用として、コミュニティ助成事業補助金 250 万円を措置しております。

保健体育総務費で 660 万円の追加で、財団法人地域活性化センターの公共スポーツ施設等活性化事業が認められましたので、スポーツ施設の予約システム購入費 660 万円を措置しております。

次の 10 ページをお願いいたします。

10 款、災害復旧費の単独災害復旧事業では 3,000 万円の追加で、上岩田地区法面の応急復旧工事請負費 3,000 万円を措置しております。

次に、歳入を説明させていただきますので、7 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源です。

12款、分担金及び負担金では、農林業費負担金で農業生産基盤保全管理等推進整備費負担金204万7,000円を措置しております。

14款、国庫支出金では、農林業費国庫補助金で、農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金500万5,000円を措置しております。

18款、繰入金では、財政調整基金繰入金6,927万8,000円を措置しております。

20款、諸収入では、雑入で、コミュニティ助成事業助成金350万円、公共スポーツ施設等活性化助成事業助成金600万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

上下水道課長、福田君。

上下水道課長（福田睦巳）

おはようございます。

私の方からは、議案第47号についてご説明申し上げます。

議案第47号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）、平成24年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,727万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入です。

分担金及び負担金、既定額に59万円を追加し、162万7,000円と定めております。

繰入金、既定額に961万円を追加し、1億4,088万2,000円。

歳入合計では、今回、既定額に1,020万円を追加し、1億8,727万2,000円と定めております。

歳出です。

農業集落排水事業費、既定額に1,020万円を追加し、6,949万9,000円。

歳出合計では、今回、既定額に1,020万円を追加し、1億8,727万2,000円と定めております。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

4ページをお願いします。

歳入です。

分担金及び負担金、農業集落排水事業負担金、既定額に59万円を追加し、162万7,000円と定めています。市ノ瀬北岸地区の新規加入負担金2基分59万円であります。

繰入金、一般会計繰入金、既定額に961万円を追加し、1億4,088万2,000円と定めています。

5ページをお願いします。

歳出です。

農業集落排水事業費、総務費、既定額に700万円を追加し、1,527万2,000円としております。これにつきましては、市ノ瀬北岸地区の農業集落排水管路布設工事請負費で、真空用塩ビ管管径100ミリ、延長140メートルを布設する工事であります。施工場所は、元オキ外科前の国道311号の歩道を予定しております。

施設維持管理費、既定額に320万円を追加し、5,422万7,000円としております。こちらにつきましては、生馬地区の白滝橋の架け替え工事に伴います農業集落排水管路の修繕料でございます。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

引き続きまして、よろしくお願い致します。

私の方からは、議案第48号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い致します。

議案第48号、平成24年度上富田町特別会計診療所事業予算。

平成24年度上富田町の特別会計診療所事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,888万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000万円と定める。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入からお願いします。

1款、診療収入、1項、外来収入、5,768万円と定めています。2項、その他診療収入で110万9,000円と定めています。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料、9万4,000円と定めています。

3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1,000万円と定めています。

歳入合計といたしまして、6,888万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

続きまして、歳出です。

1款、総務費、1項、総務管理費、3,863万3,000円と定めています。

2款、医業費、1項、医業費、2,995万円と定めています。

3款、公債費、1項、公債費、30万円と定めています。

歳出合計といたしまして、6,888万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

なお、4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。6ページでございます。

2、歳入でございます。

今回、初めての会計でございますので、少し詳細をご説明させていただきます。

1款、診療収入、診療報酬につきましては、前医療法人の実績を参考に計上してございますので、ご理解いただきたいと思います。

1目、国民健康保険診療報酬収入、1,204万円と定めています。国民健康保険の診療報酬分として12分の8カ月分を見込んでございます。

2目、社会保険診療報酬収入、341万6,000円と定めています。社会保険診療報酬分として8カ月分を見込んでございます。

3目、後期高齢者診療報酬収入、3,320万8,000円と定めています。後期高齢者、75歳以上の方の診療報酬分として8カ月分を見込んでございます。

4目、公費負担診療報酬、70万4,000円と定めています。これにつきましては、生活保護者の支払い報酬、それから労災の診療報酬、それから特定疾患の診療報酬として8カ月分を見込んでございます。

5目、一部負担金、831万2,000円と定めています。これは、診療所の窓口での個人負担分で、3割、2割、1割分でございます。それぞれ国保で337万6,000円、社会保険で104万円、それから後期分で389万6,000円の負担金を見込んでございます。

2項、その他の診療収入として、1目、一般診療及び諸検査等収入、110万9,000円と定めています。これにつきましては、インフルエンザ、それから特定健診などの診療報酬を見込んでございます。

2款、使用料及び手数料、1目、手数料、9万4,000円と定めています。診断書等の交付手数料、約9カ月分を見込んでございます。

次のページをお願いします。

3款、繰入金、1目、一般会計繰入金、1,000万と定めています。一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いします。8ページでございます。

3、歳出。

1款、総務費、1目、一般管理費、4節、共済費、144万、これにつきましては、臨時職員として5名分の社会保険料を計上してございます。7節、賃金、1,273万8,000円、臨時傭人料6名分として、看護師3名、それから事務員2名、清掃員1名分の賃金などを見込んでございます。

9節、旅費で3万円、10節、公債費で5万円、11節の需用費で448万4,000円、主なものとしまして、消耗品で13万5,000円、これは一般事務に関する経費を見込んでございます。燃料費で75万5,000円、これはボイラー用のA重油等の購入費を見込んでございます。印刷製本費で15万円、診療録や封筒などの印刷物を見込んでございます。修繕料で84万8,000円、一般的な事務機器の修理及び給湯器の修繕料を見込んでございます。光熱水費253万8,000円、水道料、電気料、ガス料等、それぞれ計上してございます。

12節、役務費136万1,000円、主なものとしまして、通信運搬費で49万2,000円、切手、電話料、それからテレビの聴視料でございます。それから、し尿くみ取り手数料で31万7,000円、浄化槽のくみ取り料でございます。それから、処理

困難物の処理手数料7万2,000円、これにつきましては、注射針、それから注射器、点滴容器、それから血のついた綿類、それからワクチンの容器などの処理の手数料でございます。次に、エックス線の外部被曝測定手数料22万7,000円、これは、エックス線装置の被曝測定手数料で、法的には2回の検査が要ということでございます。それから賠償責任保険料14万6,000円、医療行為等による賠償責任保険でございます。

13節、委託料1,657万1,000円、主なものとしまして、浄化槽の管理委託料で13万5,000円、単独槽の250人槽でございます。パソコンの保守委託料で20万7,000円、これは医療用事務のパソコンの保守でございます。電気工作物保守委託料で13万4,000円、これにつきましては、CTスキャナー、それからエックス線装置用の大きな電源装置の保守料ということでございます。それから、派遣診療委託料で1,600万円、これは派遣医師の委託料を見込んでございます。それから、エックス線定期測定委託料で5万3,000円、これにつきましても、CTスキャナー、エックス線装置の保守ということでございます。

次のページをお願いします。

14節、使用料及び賃借料で62万円、主なものとしまして、空調設備の借上料で6万5,000円、それから維持システムの借上料で54万5,000円、これは医療事務用のシステム、パソコンとソフトの借上料でございます。

18節、備品購入費10万円、施設用備品として、指定のはかりとか、それから血圧計などを見込んでございます。

19節、負担金、補助及び交付金、123万9,000円、主なものとしまして、農業集落排水加入負担金が59万円、研修会参加負担金が8万5,000円、これは医師、看護師、事務員等の研修会でございます。それから日本医師会負担金が8万4,000円、和歌山県医師会負担金が13万1,000円、郡医師会負担金が14万2,000円、以上、それぞれ負担金を計上しております。なお、この負担金につきましては、医療法人が負担していました負担金を参考に計上してございます。それぞれの各団体の事業目的につきましては、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り社会福祉を増進すること、また地域に密着した医師活動を行い、県民が安心して健康で安全に暮らすことのできる社会の実現を図ることなどを目的に活動している団体でございます。よろしくをお願いします。

続きまして、医業費でございます。2款、医業費、1目、医療用機械器具費698万3,000円、主なものとしまして、11節、需用費で9万円、これは修繕料として、医療器具の修繕料を見込んでございます。12節、役務費7,000円、はかりなどの

検査手数料として4,000円を計上してございます。13節、委託料212万1,000円、これは在宅酸素濃縮器委託料ということで149万4,000円、これにつきましては、在宅で酸素が必要な患者への酸素の配給ということでございます。業者への委託になりまして、2名分を見込んでございます。医療用器具保守点検委託料で62万7,000円、これにつきましては、内視鏡、心電図などの点検委託料を見込んでございます。

次のページをお願いします。

14節、使用料及び賃借料で327万4,000円、医療用器具借上料、これにつきましては、CTスキャナー275万9,000円、それから自動現像機51万5,000円を見込んでございます。

18節、備品購入費で149万1,000円、医療用の備品を見込んでございます。

2目の医療用消耗機材費、11節、需用費72万円、これにつきましては、注射針、注射器、綿、点滴セット、レントゲンフィルム、心電図ペーパーなどを見込んでございます。

3目の医薬品衛生材料費、11節、需用費、これにつきましては2,045万5,000円、医薬材料費で、診療に伴う薬代でございます。医療法人の実績をもとに計上させていただいてございます。月平均約227万円を見込んでございます。当面は、院内薬局での処方となります。将来は院外薬局として取り扱いしていきたいと考えますが、院外薬局になりますと、この薬代が大幅に減少するということになります。

それから、4目の検査手数料、12節、役務費179万2,000円、検査手数料として、血液、たん、便などの検査料で、検査業者への支払いになります。

3款、公債費、1目、利子、23節、償還金、利子及び割引料で30万円、これは、一時借入金利子として4,000万円の0.015%の半年分を見込んでございます。

以上でございます。なお、この予算案につきましては、診療所運営について現在医療機関と協議中でございます。開設時期や診療日数、それから診療時間などで変更によって大幅に動くことが予想されます。その点、どうぞご理解いただきまして、ご承認賜わりますようよろしくお願いします。

以上です。

議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

教育委員会総務課長（家高英宏）

私の方からは、議案第49号についてご説明を申し上げます。

議案第49号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産

の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成23年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成23年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事。

2. 契約の方法 指名競争入札による契約。

3. 契約金額 5,839万5,750円。

4. 契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567番地の1、株式会社後工務店 代表取締役 後 雅雄。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、平成23年度から繰り越して実施いたします上富田中学校屋内運動場の耐震化及び改修を行う工事でございます。

工事概要につきましては、主なものとしまして、耐震工事で屋根天井部にブレース補強工事を行うとともに、ステージ両サイド部分の壁を補強する開口閉塞工事、玄関部分両サイドの壁に目地等を設ける耐震スリット工事を行うこととしております。

また、改修工事としまして、床を全面張り替えます。玄関部分は開き戸から引き戸に、トイレ部分は男女別及び障害者の方も利用できる多目的トイレに改修を行います。

この工事は、5月24日に、株式会社イワコー上富田、株式会社後工務店、清水工務店、西峰工務店上富田営業所、株式会社堀組の5業者で指名競争入札により、株式会社後工務店が5,839万5,750円で落札をしております。

この工事の完成につきましては、平成25年1月31日までとしております。

また、別紙参考資料のとおり、5月25日付で仮契約を締結しておりますが、契約条項第53条で、議会の議決をいただいた後に、この契約と同一の条項により本契約の確定としてございますので、何とぞご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号、土地取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1. 取得物件 西牟婁郡上富田町生馬字両新田675番1、田ほか12筆6,751
平米。

2. 取得価格 一金1億2,253万650円。

3. 目的 企業用地として。

4. 契約の相手方 西牟婁郡上富田町生馬1368番地、蔦原 修ほか11名。

平成24年6月7日提出、上富田町長小出隆道。

町では救馬谷に企業団地がございますが、現在、団地内には空きがないような状況となつてございます。そこで、今回、両新田地区、生馬橋住宅の下側でございますが、企業用地を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

企業用地の取得内訳書でございます。

蔦原 修ほか11名の全13筆、6,751平米、金額にしまして1億2,253万650円の内訳書となっております。

また、次のページに参考資料といたしまして土地売買仮契約書を添付してございます。

契約書の中で、通常契約書、それから小作権のついた契約、それから三者契約の代表的な3つのパターンを添付してございますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

なお、仮契約書の最後の条項に、議会の議決を得たとき本契約が成立するものとするとなつてございます。

どうかご承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

議長（大石哲雄）

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、6月12日午前9時30分となっておりますので、ご参集お願いします。

ありがとうございました。

延会 午前11時00分